

美幌町自治基本条例（仮称）
たたき台（案）

平成22年 月 日

美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

はじめに

平成22年 月 日

みんなで創る自治基本条例町民会議
委員長 土 谷 耕 治

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

目 次

1 条例全体の構造

前 文

第1章 総則

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 基本理念
- 4 基本原則

第2章 情報共有

- 1 情報の共有
- 2 情報の提供
- 3 説明責任
- 4 情報公開
- 5 個人情報保護
- 6 町民の意見
- 7 会議の公開

第3章 町民参加

- 1 町民参加の基本
- 2 町民参加の対象
- 3 町民参加の方法
- 4 提出された意見等の取扱い
- 5 審議会等の運営

第4章 住民投票

- 1 住民投票
- 2 住民投票の請求等

第5章 町民

- 1 町民の権利
- 2 町民の責務
- 3 事業者の責務

第7章 議会

- 1 議会の責務
- 2 議員の責務
- 3 町民との情報共有と町民参加
- 4 町長等と議会及び議員の関係
- 5 自由討議による合意形成

第8章 行政

- 1 行政の責務
- 2 町長の責務
- 3 就任時の宣誓
- 4 職員の責務

第6章 協働・コミュニティ

- 1 協働
- 2 コミュニティ
- 3 コミュニティの役割
- 4 町民とコミュニティ
- 5 行政とコミュニティ

第9章 行財政運営

- 1 総合計画
- 2 財政運営
- 3 行政評価
- 4 行政改革
- 5 行政手続
- 6 政策法務
- 7 危機管理
- 8 公益通報

第10章 連携・協力

- 1 町外の人々等との連携及び協力
- 2 他の市町村との連携及び協力
- 3 国及び北海道との連携及び協力
- 4 国際交流及び連携

第11章 条例の見直し及び美幌町自治推進委員会

- 1 条例の見直し
- 2 美幌町自治推進委員会（仮称）

第12章 最高規範

2 美幌町自治基本条例(仮称)に盛り込む事項

前 文

わたしたちのまち美幌町は、「水多く・大いなるところ」を意味するアイヌ語「ピ・ポロ」を語源とし、景勝地美幌峠を源とする美幌川と、阿寒山系を源とする網走川に育まれた、自然豊かなところ

です。
美幌町は、先人の英知とたゆまぬ努力により、美幌峠周辺に代表される恵まれた自然環境を守り、豊かな歴史や文化と、農林業を中心とした産業を育て、快適な都市基盤を整備するとともに、様々な福祉施策の充実を図り、明るく、豊かで、温もりのある、³⁾住みよい、町民が誇れるまちとして着実に発展してきました。^{B)}

わたしたちは、先人が守り育てた歴史や文化、恵まれた自然環境、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があります。

わたしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、今後、多くの課題を自分たちの責任で考え、解決していかなければなりません。そのためには、情報の共有、町民参加を進め、わたしたちみんなで自治を築いていかなければなりません。⁶⁾

わたしたちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

【解説・考え方】

この条例の制定にあたっての背景や主旨を明らかにするため、前文を設けています。

前段では、美幌町が自然豊かなところであり、多くの先人の英知と努力の積み重ねにより、ここまで発展してきたことを述べています。

後段では、こうして先人が作り上げてきたこれらの歴史や文化、守ってきた自然環境、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があること、そして、これからは自己決定、自己責任による運営が求められ、⁸⁾情報共有、町民参加により、わたしたちが自ら自治の主体として自治を築き、確立することを決意するとともに、自治の最高規範としてこの条例を制定することを明らかにしています。

社会を取り巻く環境は、地方分権型社会に大きく変化するとともに、少子高齢化が急速に進み、保健・医療、福祉施策、子育て環境の整備を進めて行く必要があります。地域で解決しなければならない課題も増加し、変化してきています。

一方で、厳しい財政状況を反映して、限られた財源をどう有効に活用するのかなど、町民の合意を形成する自治体の運営と政策形成のためのルールづくりが必要となります。

地域のことは自らの責任で考え解決する、すなわち自己決定、自己責任による運営が求められ、そのために、情報の共有を進め、町民がまちづくりに参加し、みんなで自治を築いていくことが必要です。

¹⁰⁾ わたしたちが、自治の主体としての権利と責務を認識し、町民主権による自治を確立することを決意するとともに、自治の最高規範として、この条例を制定するものです。

【町民会議では】

美幌町の歴史や先人の努力によりまちが作られてきたこと、町民憲章の主旨を踏まえ、町民主体、町民主権による自治の必要性、なぜこの条例を制定するのか、等を盛り込むことについて、意見が出されました。

— 一条文 —

- 1) 美幌峠に代表される
…「周辺」が無くても文意は通じるため削除
- 2) 文化を築き
…歴史や文化は育てるものではなく、築くもの。
- 3) 住みよいまちとして
…「町民が誇れるまち」は自画自賛的であり、削除した方が良い。
- 4) 町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化を次の世代に引き継ぐ責任があります。
…町民憲章は永遠の目標であり、それを引き継ぐと表現することはおかしいため、前後を入れ替える。
- 5) 情報の共有と町民の参加
…「情報の共有」と同じく「町民の参加」とする。
- 6), 10) 町民主体
…「町民主体」と「町民主権」が混在しており、「町民主体」に統一した方が良い。

— 解説・考え方 —

7) 町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化を

8) 情報の共有と町民の参加

9) 町政や地域社会の自治

…修正漏れ

1), 2) 庁内委員会修正案のとおり修正

A) 住みよい、町民が誇れるまちとして発展してきました。

B) 先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、

5) 庁内委員会修正案のとおり修正

C) 町民、議会、町長及び行政それぞれの役割と責務を改めて認識し、

D) わたしたちは、町民、議会、町長及び行政それぞれが果たしていかなければならない役割や責務があることを改めて認識し、美幌町のことは町民の意思により決定する、即ち町民主権による自治を確立すること

第30回会議では前文～第3章までを協議。協議結果は備考欄に記載。備考欄のうち、下線が引いてあるものが第30回町民会議での協議結果。下線がないものは、第29回会議での協議結果。

第1章 総 則

1. 目的

この条例は、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割、議会及び行政の責務を明らかにするとともに、³⁾議会及び行政運営並びに地域社会の自治の推進に関する基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

【解説・考え方】

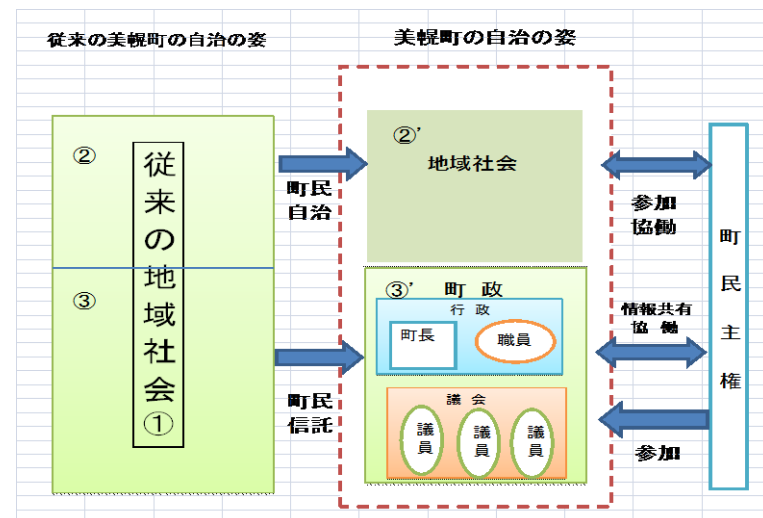
地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方はそれまでの上下主従の関係から、対等・協力の関係へと変化しました。地方分権一括法施行後は、自治体は自らの考え、判断により町政を行わなければならなくなりました。つまり、自己決定・自己責任が求められているのです。

また、これからも厳しい財政状況が続く一方、少子高齢社会の到来により、自治体の課題は今後益々増加し多様化することが予想されます。限られた財源をどう有効に活用するか、住民の合意を形成する自治体の運営と政策活動のルールづくりが必要となります。

本条例は、美幌町の自治の基本となる理念や原則を定め、⁴⁾それに基づき町政運営及び地域社会の自治を進めていく上で基本となる事項や制度、そして、町民、議会及び行政がどのような役割や責務を担っているかを明らかにするものです。

また、町民は美幌町の自治の主体であり、その一部を議会や町長に信託しましたが、美幌町の自治の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。

<美幌町の自治の概念図>



町民はもともと美幌町という地域社会①（「従来の地域社会」とします。）のことは、自らの責任において処理することが基本です。しかし、その一部③を議会及び行政に信託し③、②は引き続き町民が自ら自治を担うこととなりました②。しかし、主権は町民にあり、②③においても自治の主体はあくまで町民です。従って、②のみならず信託した③についても、町民は積極的に関わっていく必要があります。

【町民会議では】

町民会議では、基本理念・基本原則を定めること、町民・議会・行政の役割や責務を明らかにすること、美幌町をつくるための基本的な事項・制度を定めること、町民主体の自治の確立について意見が出されました。

さらに、表現を「自治」とするか「まちづくり」とするかが議論になりました。その中で、地域には町民自らが課題を解決する地域社会の領域と、議会や行政に信託している領域があるという考え方の認識を深めるとともに、いずれの領域においても町民自らが主体となって課題解決に向かって取り組んでいくことの重要性を認識しました。この点を的確に表現するため、自分や自分たちに関することを自らの責任において処理することを意味する「自治」という表現にしました。

—条文—

- 1) 「役割」ではなく「責務」の方が適切ではないか。
…「第5章 町民」のところと同趣旨
- 2) ○○並びに議会
…法令用語の通常使用ルールに基き修正
- 3) 議会、行政及び
…法令用語の通常使用ルールに基き修正
「運営」は不要ではないか。

—解説・考え方—

4) 町民、議会及び行政がどのような役割や責務を担っているかを明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治を進めていく上での基本となる事項や制度を定めるものです。

- 1) 保留（「第5章 町民」のところで検討）
- 2), 3) 庁内委員会修正案のとおりに修正

2. 用語の定義

¹⁾
この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 ²⁾ 町内に住所を有する人、³⁾ 町内で働き、学び、事業活動その他の活動を営む人、^{2) 4)} 法人若しくは団体をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。⁵⁾
- (3) 協働 町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するために、⁶⁾ それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動することをいいます。⁶⁾

【解説・考え方】

- この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを明らかにしています。
- 「町民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。
「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美幌町の自治に活かすことができます。
- 「町長」には、公営企業（水道事業、病院事業）を含みます。
- 「協働」とは、町民と議会、行政とが、安心して住むよるこびを実感できる美幌町を創るため、それぞれの役割と責任のもとで、⁷⁾ お互いを尊重し、⁸⁾ 対等な関係に立ちながら、協力し活動することをいいます。

【町民会議では】

「町民」をどこまでの範囲とするかが議論されました。美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美幌町の自治に活かすためにも、「町民」の範囲を広く規定することとしました。

「住民」の定義の必要性についても議論されましたが、「住民」は美幌町に住んでいる人、と理解していただければ、⁷⁾ 「町民」との区別が必要な箇所があればそこで「住民」について謳えば良いのではないかと意見もあり、規定しないこととしました。

議会、町長、役場の定義についても議論されました。「議会」については特段定義しなくても理解していただければと考え、規定しないこととしました。町長や役場の定義については、町長と職員を分けて規定すべきとの意見もありましたが、町長を含め一体として「行政」と、わかりやすい表現で定義することとしました。

また、「協働」を定義した方が良いとする意見も多く、後に触れる基本原則でも謳うことから、定義することとしました。

- 1) おける用語の定義は、次のとおりとします。
…表現を簡潔にした。
- 2) 法制的には「人」ではなく「者」とするのが一般。
- 3) 働き又は学ぶ人(者)及び事業活動
…通常使用ルールに基づき修正
- 4) 人又は法人若しくは団体 or 人、法人又は団体
- 5) ためにそれぞれ（読点の削除）
- 6) もとで相互（「下」を平仮名へ。読点の削除）
- 7) もとでお互い（読点の削除）
- 8) ながら協力（読点の削除）
- ※「町政」と「コミュニティ」についても定義付けした方が良いのではないか。
(3) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。

(4) 協働 略

(5) コミュニティ 町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた多様な組織及び集団をいいます。

* 第6章 協働・コミュニティで規定していたものを移行

【解説・考え方】で、コミュニティに関することを追加。

・「コミュニティ」とは、住んでいる地域を単位とした自治会や、福祉や環境などテーマ別に活動しているNPO、ボランティア団体など、多種多様なものが含まれます。

- 1) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 2) 「人」とする。
- 3) ~8) 庁内委員会修正案のとおり修正

庁内委員会修正案のとおり「町政」を行政と協働の間に定義する。(町政の定義の内容については別途検討する)

第6章 協働・コミュニティの項目のうち、「コミュニティ」について、こちらで定義することはせず、7/22時点のままとする。

3. 基本理念

E) 町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることが基本理念として、自治の確立を目指します。

(1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、地域社会の自治の一部を議会及び行政に信託していること。

(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわり、安心して住むよこびが実感できる美幌町を創ること。

(3) 議会及び行政は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【解説・考え方】

従来の地域社会は、主権者である町民が主体となって、自ら地域社会の課題を解決すること、即ち自治を行うことが基本ですが、町民は^①地域社会の自治の一部を、選挙を通じて議会と町長に信託しています。負託を受けた議会及び町長はその責務を改めて認識することが必要です。^②

そして、町民はその信託した町政に自ら主体的に参加し、監視するなど、自らの意思を自治体運営に^③反映させ、安心して住むよこびが実感できる美幌町を創ることが求められます。

また、これまで国や道に頼りがちであった市町村も、地方分権の流れの中で「自己決定・自己責任」の原則の下、^④自らの意思に基づく町政運営、即ち自律的な町政運営が必要となっています。これからは、受身であったり、一方的に頼るのではなく、町民が自主的に行動し、町が自立することが必要です。町民が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

【町民会議では】

住民自治の確立、町政に町民が主体的にかかわること、町民の信託による町政運営、自治体としての自立の確保など、自治体や自治の根幹に関することが意見として出されました。

また、町民憲章の尊重や、環境への配慮、住みよいしあわせを感じるまちなど、地域社会に関することも意見として出されました。

※条文を次のように変更してはどうか

A) (1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を町政に信託していること。

B) (2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわること。＜以下削除＞

C) (3) 議会は、多人数による合議制の機関として町民の意思を町政に的確に反映させ、全町的な視野に立ち美幌町の将来を見据え、町の意思を決定すること。

D) (4) 行政は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

①美幌町の

②行政

③反映させること

④もと

(1) 修正案2のとおりとする。

(2) 7/22 時点のままとする。

(3) 7/22 時点の冒頭を次のとおり修正し、以下は 7/22 時点のままとする。

自治体としての美幌町は、国及び北海道と…

※E)については 7/22 時点のままとする。

4. 基本原則

町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、地域社会の自治の一部を議会及び行政へ信託します。¹⁾
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 議会及び行政運営並びに地域社会の自治は、町民の参加の下に行われることを基本とします。²⁾³⁾
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

【解説・考え方】

町民、議会及び行政が、美幌町の自治を推進していくうえでの基本原則を定めています。⁴⁾

「町民主体の原則」は、美幌町の自治を推進していくうえで最も基本となるものです。町民は地域社会の自治の一部を議会や行政に信託しているもの、美幌町の自治の主体はあくまで町民です。その原則を活かすためにも、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」は必須のものであり、美幌町の自治を推進していくうえでの原則と考えます。

【町民会議では】

「情報共有」「参加」「協働」の原則が必要であるとの意見が多く出され、さらに「町民主体の原則」を加えることにより、これら3つの原則の必要性がより明らかとなるという意見が出されました。

一方で、参加や協働しないことにより不利益を受けることのないよう配慮が必要ではないかとの意見も出されました。

1) その自治の一部を町政に

2) 町政及び

3) もと

4) 美幌町の

1)～3) 庁内委員会修正案のとおり修正

第2章 情報共有

(情報の共有)	
町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、情報を共有します。	
1)	
(情報の提供)	2) 3)
議会及び行政は、開かれた町政を進めるため、保有する町政に関する情報を、適切な方法により、わかりやすく、適時に提供するものとします。	
(説明責任)	4) 5) 6)
議会及び行政は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して、町民にわかりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明します。	
(情報公開)	
1 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。	
2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に <u>条例</u> に定めるところにより、情報を公開します。	
(個人情報保護)	
8) 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に <u>条例</u> に定めるところにより、適正な保護を図ります。	
9)	
(町民の意見)	10)
1 議会及び行政は、 <u>意見</u> 、提言、要望等（以下「意見等」といいます。）に対し、迅速かつ誠実に対処します。	
2 議会及び行政は、前項で寄せられた意見等への対処経過について記録を保存し、適切に管理します。	
(会議の公開)	
1 議会は、本会議、 <u>委員会</u> 、 <u>その他の会議</u> を原則公開とします。	
2 行政は、 <u>附属機関</u> 及びこれに類するもの（以下「 <u>附属機関等</u> 」 ¹²⁾ とといいます。）を原則公開とします。 ¹³⁾	
3 <u>前2項</u> について、公開が適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることができます。	

【解説・考え方】

(情報の共有)
 議会や行政が保有する町政に関する情報は、町民との「共有財産」であり、町民主体の自治を実現するための基本であるとの認識のもと、町民にわかりやすく提供、説明することにより、情報の共有を図ります。
 また、情報の共有には、議会や行政からだけでなく、町民からの情報発信があつてこそ成り立ちます。議会、行政及び住民が一体となって町政運営を行っていくため、それぞれが情報を伝え、共有することが大切です。

(情報提供、情報公開、会議の公開)
 情報の共有のための具体的な手法として、情報提供、情報公開、会議の公開があります。これらの

--

<p>1) お互いに</p> <p>2), 4) 推進する</p> <p>3) 情報を適切な方法及び適切な時期にわかりやすく or 情報を適切な時期に適切な方法でわかりやすく</p> <p>5) 関して町民に</p> <p>6) 説明します。＜以下削除＞ …説明を求められた場合以外でも説明責任はあることから、以下削除とした。</p> <p>7), 8) 条例で</p> <p>9) 意見等</p> <p>10) 町民からの意見 …誰からの意見、提言、要望なのかを明確化した</p> <p>11) 委員会その他</p> <p>12) の会議を原則 …会議を公開することを明記</p> <p>13) 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、その理由を公表しなければなりません。 …主語を付け加えた。 ・「理由を公開」「非公開」と「公開」が続くため、「その理由を公表しなければなりません」とした。</p>
--

<p>1), 2), 4) 庁内委員会修正案のとおり修正。</p> <p>3) 情報を適切な時期に適切な方法でわかりやすく</p> <p>5) 庁内委員会修正案のとおり修正</p> <p>6) 7/22 時点のままとする。</p> <p>7)~10) 庁内委員会修正案のとおり修正。</p> <p>11) <u>委員会及び美幌町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)</u>で規定する</p> <p>A) <u>審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)</u></p> <p>12) 庁内委員会修正案のとおり修正</p> <p>13) 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、その理由を公表し、非公開とすることができます。</p>
--

制度は情報共有のための基本であり、自治基本条例においてその骨子を定めています。また、会議の公開については、議会は本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、^①会議規則で規定する会議（例えば、全員協議会等）を原則公開すること、行政は法令や条例に基づいて設置する¹⁴⁾附属機関に加えて、知識経験を有するもの等の意見を聴取し、行政に反映させることを目的として、規則や要綱等に基づき設置したのも原則公開することとします。

¹⁵⁾ (説明責任) ¹⁶⁾

説明責任は、町民と議会及び行政との間の信託に基づく信頼関係を築くためにも大切なものであり、この責任を認識し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明することを規定しています。¹⁷⁾

(個人情報保護)
情報の取扱いにあたり、議会や行政が保有する個人情報については、個人の権利や利益が侵害されないよう、自治基本条例においてその骨子を定めています。

¹⁸⁾ (町民の意見)
町民から寄せられる意見、提言、要望等（以下「意見等」といいます。）も、町民と議会及び行政の情報共有を図るための貴重な情報です。意見等に対しては適切に対応するとともに、その対処経過、結果等の記録を適切に管理することとしています。

【町民会議では】 ^②
自治の推進、まちづくりを進めるうえで、また町民参加を進めるうえでも情報共有は重要であるという意見が多く出されました。そのため、情報公開を制度として位置づける一方、個人情報の保護にも配慮する必要があるとの意見が出されました。
また、情報提供する行政や受け手である町民の姿勢、情報提供の手法、町民からの情報発信の必要性などについて、意見が出されました。

①その他の会議（今後、議会会議規則で規定される可能性のある会議＝公の会議として位置づけられるもの（例えば全員協議会、各派代表者会議等）
…「その他の会議」の解説を詳しくした。

②自治を推進する

- 14) 附属機関の会議に
- 15) として規則や
- 16) ものの会議も
- 17) 町政に関して町民にわかりやすく
- 18) 意見等

①7/22 時点のままとする。

第3章 町民参加

(町民参加の基本)

- 1 町民は美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。¹⁾
- 2 議会及び行政は、広く町民の意見²⁾を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益をうけないよう配慮するものとします。³⁾ ⁴⁾
- 5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、町政に参加できるものとします。⁵⁾

(町民参加の対象)

- 1 行政は、次の事項⁶⁾を実施するときは、町民の参加を求めるものとします。
 - (1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
 - (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限すること⁷⁾を内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、別に規則で定める場合を除きます。)
 - (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定⁷⁾
 - (5) 8)事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
 - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (7) 前各号のほか、⁹⁾町民参加が有効と思われる事項¹⁰⁾ ¹¹⁾
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないものとします。¹²⁾
 - (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3)¹³⁾町の機関内部の事務処理に関するもの¹⁴⁾
 - (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- 3 行政は、第1項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)は、町民参加を求めないことができます。
- 4 行政は、前2項の規定により町民参加を求めなかった場合において、行政が必要と判断したとき又は町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。

(町民参加の方法)

- 7) 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。¹⁵⁾ ¹⁶⁾
 - (1) 審議会等の開催¹⁸⁾
 - (2) 意見交換会の実施¹⁹⁾
 - (3) パブリックコメント手続(意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度)²⁰⁾
 - (4) アンケート調査の実施
 - (5) その他適切な方法

(提出された意見等の取扱い)

- 1 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等(以下「意見等」という。)を総合的に検討するものとします。²¹⁾
- 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例(平成12年条例第4号)等の規定により、²²⁾公表することが適当でないとき認められるときは、この限りではありません。

- 1) 町民は、美幌町
- 2) 意見等
- 3) 「参加又は」は不要ではないか。
…参加することが基本であることを規定しながら、参加による不利益を受けないことを規定することに違和感がある。
- 4) 受けない
- 5) 次世代の担い手である青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に
…単に「町政に参加できる」と規定すると選挙も行えるように読めるため、当初のたたき台にあった「それぞれの年齢にふさわしい」を付け加えた。また、年齢については住民投票の規定との兼ね合いから削除した。
- 6) ~~各号のいずれかを~~
- 7) 第3号と第4号を統合し、取得する場合を追加する。
(3) 広く町民が利用する町の施設の新設、取得、改良、廃止又は利用方法の決定<以下削除>
*以下号数繰り上げ
…3号も、4号と同じく「広く町民が利用する町の施設」を対象として支障はないのではないか。また、自治基本条例で詳細を規則に委任する旨の規定は盛り込まないのが一般的であり、盛り込まない方がよいのではないか。(ただし、対象外となる施設の詳細については別途規定することは変わらない。)
- 8) 事務事業…「事務事業」という言い方が一般的。
- 9), 11) 町民の参加
- 10) とき
- 12) 軽微 …「軽微」という言い方が一般的。
- 13) 機関内部
- 14) その基準
- 15) ~~次の各号に掲げる~~ or 次の各号の
- 16) いずれか又は複数の方法により、
- 17) 時期に町民の参加
- 18) 附属機関等の会議
…「第2章 情報共有」で「附属機関等の会議の開催」と規定している。
- 19) 開催
- 20) パブリックコメント(意見公募)手続の実施
- 21) 意見等
- 22) のほか、公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由により
…そもそも公表することが不適当な意見等を公表しないこととするには、情報公開条例等だけでは根拠が足りないのではないか。→公序良俗に反するもの等も公表しないことができるよう、表現を修正した。

- 1), 2) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 3) 7/22時点のままとする。
- 4), 5) 庁内委員会修正案のとおり修正
- *5) は解説・考え方の記載に留意
- A) 町民参加
- 7) ~9), 11) 7/22時点のままとする。
- 10), 12), 14) ~16) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 13) 行政内部
- 17) 時期に町民参加
- 18) 審議会等の会議の開催
- 19) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 20) 意見公募(パブリックコメント)手続の実施
- 21) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 22) 美幌町情報公開条例(平成12年条例第4号)の規定により公表する

- (1) 意見等の内容
 (2) 意見等の検討結果及びその理由

^{2.3)}
 (審議会等の委員の選任)

行政は、行政運営に^{2.4)}公平かつ広く町民の意見が反映されるよう^{2.5)}審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮するものとします。

- ^{2.6)} (1) 委員には、町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすること。
^{2.7)} (2) 委員の選任に当たっては幅広く人材を登用するため、当該委員の就任期間又は他の^{2.8)}審議会等^{2.9)}との重複を考慮すること。

【解説・考え方】

(町民参加の基本)

町民が主体となった自治を進めていくためには、町民が町政へ参加することが必要です。このため、町民が町政に参加すること、議会及び行政が広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することが基本であるとともに、町民が参加する機会を保障することを規定しています。しかし、参加しない自由もあり、議会及び行政は、町民が参加するまたは参加しないことにより不利益を受けることがないよう、配慮する必要があります。

さらに、町政は将来の美幌町のことを見据えて進めていく必要がありますが、未来は青少年や子どもが使うものであり、次の世代を担う青少年や子どもの意見を取り入れていくことも必要であることから、青少年や子どもが町政へ参加できることを規定しています。例えば、子ども議会や、子どもを対象としたアンケートの実施等が考えられます。

(町民参加の対象)

- 1 行政が町民参加を求める事項を規定しています。
- ・「総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画」は、美幌町の長期的、総合的な方向性を定めるものであり、町民と行政が町の将来に対する共通の目標や認識を持って、その策定又は変更を行うことが必要なことから、町民参加の対象としたものです。
 - ・構想、指針、方針等の名称であっても、「長期的な視点」に立ち「総合的」な方針や政策等を定める計画の要素を有しているものは参加の対象となります。
 - ・「基本構想」とは、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想であり、総合計画のトップに位置づけられるものです。「基本計画」とは、基本構想の実効性を持たせるための具体的な計画を指します。「各施策の基本となる計画」とは、具体的には高齢者保健福祉計画、住生活基本計画、都市マスタープラン、行政改革大綱及びその実施計画等が該当します。
 - ・「政策に関する基本方針を定める条例」とは、政策全般又は個別行政分野における美幌町の基本的な考え方、理念を示すものが該当します。具体的には、くらし安全まちづくり条例、この自治基本条例等が該当します。
 - ・「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような、町民の権利義務にかかわる条例をいいます。具体的には、他自治体で制定されている「たばこのポイ捨て禁止条例」「自転車放置防止に関する条例」等が該当します。
 - ・「町の施設」には、役場庁舎や廃棄物処理場などのように、町が事務や事業を執行するための施設（公用施設）と、図書館、体育施設等、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）の両方を含んでいます。
 - ・町の施設の新設、改良、廃止の決定に関する事項を町民参加の対象としました。限られた町の財政状況においては、町の施設は町民のニーズに応じて計画、整備される必要があります。施設の建設、改良にあたっては、通常、基本構想（基本計画）・基本設計→実施設計の手順を踏みます。この場合の町民参加の手続は、基本構想（基本計画）・基本設計の段階において行うことを原則としますが、個々の施設の性格に応じて、それ以降の段階において町民参加の手続を行うことも可能です。

23), 25), 29) 附属機関等
 …「第2章 情報共有」で「附属機関等」と規定している。

24) 公平で、かつ、

26), 27), 28) いずれも削除
 …本文で「委員の選任について」と規定しているので、不要

23), 25), 29) 7/22 時点のとおり「審議会等」とする。

24), 26) ~28) 庁内委員会修正案のとおり修正

- なお、ここでいう「改良」は、施設の増設や機能の向上を趣旨としており、老朽化等に伴う機能の更新又は設備の改修など維持を目的とする場合は「改良」にはあたりません。
- なお、町の施設でも規則で規定する事項に該当する場合は、参加対象から除外します。
- ・「広く町民が利用する町の施設」とは、不特定多数の町民が利用する図書館、体育施設等が該当します。これらの施設の利用時間や休館日等の利用方法を決定する際には、町民参加を行うこととします。しかし、利用者（受益者）が一部に限られる場合は、対象としません。
 - ・外部評価の実施、行政改革大綱及びその実施計画の策定を町民参加の対象とします。
 - ・町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する場合は、町民参加の対象とします。具体には、市町村合併の是非を決定する場合等が想定されます。
 - ・第1号から第7号で規定する以外で、町民参加が有効と思われる事項についても町民参加を推進することを規定しています。
- 2 町民参加を求めない事項を規定しています。
- ・「軽易なもの」とは、町民生活に影響がなく、町民参加を求めるまでもない軽微な内容であるものが該当します。例えば、条例等において法令を引用している場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条項、号などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などです。
 - ・「緊急に行わなければならないもの」とは、意思の決定に迅速性が求められ、町民参加を行ってその意思を決定するまでの時間がないものが該当します。例えば、災害又は不慮の事態が発生した際に、速やかに意思決定をし、対応する必要がある場合などです。
 - ・「町の機関内部の事務処理に関するもの」とは、町の組織や会計、職員の人事など、町の機関の内部にのみ適用されるもので、これらは町の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であり、町民参加を求めないこととしています。
 - ・「法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの」とは、例えば地方税法の標準税率の設定など、法令に一定の基準が定められていて、その基準に基づいて実施する場合は、町民の意見を反映させる余地がないため、町民参加を求めないこととしています。
- 3 「町税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの」とは、町税のほか、スポーツ施設等の施設使用料、住民票の写しや各種証明書発行手数料、介護保険料等、金銭の徴収に係るもの全般を指します。
- これら金銭徴収に関する事項は、町の財政の根幹に係るものであること、金額等は現実の費用等をベースに算出するものであり、単に金額の高い安いの問題ではなく、一部の町民が利用する性質のものは実費負担が原則で町民参加を求める趣旨にそぐわないものであり、町民参加を求めないことができることとしています。ただし、既に実施している町民参加を否定するものではありません。
- なお、法定外普通税及び法定外目的税の導入にあたっては町民参加を求めることが必要です。
- <参考>
- ・町税の税率や額の引き下げは、厳しい町財政の状況や地方交付税への影響を考慮すると非現実的であり、現状では考えられません。
 - また、標準税率や額を超える税率や額に改定する場合は、美幌町が財政健全化法の財政再生団体、早期健全化団体に指定されるなど、財政状況が危機的状況に陥った場合以外に考えられません。そのような場合は、町税のことを含めて、当然、財政再建に向けて住民説明会を開催することになります。
 - ・一方、国民健康保険税については、国民健康保険運営協議会が設置され、そこで意見を伺い税率が決定されています。
- このように、町税、金銭徴収に係るものについて、既に町民参加を行っているものはその手法を継続させ、また、行政が自主的に参加手法を取り入れることも可能とします。
- 4 行政は、町民から町民参加を求めなかったことについて理由を求められた場合に加え、行政が自ら必要と判断した場合にも町民参加を求めなかった理由を公表する必要があります。

例えば、行政は、本来なら町民参加の対象事項であるにもかかわらず、緊急に当該事項を行わなければならないため参加を求めなかった場合は、自らの判断において参加を求めなかった理由を公表する必要があります。

(町民参加の方法)

前条で規定した参加のための方法を定めています。行政は、規定する方法の中から1つの以上の方法を用いて参加を求めることとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については、複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

(提出された意見等の取扱い)

行政が、町民から単に意見等を聴くだけでなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

そして、意見等に対する検討結果及び結果を公表することとしています。ただし、これらの中に個人情報や事業活動情報など公表することが適当ではない情報が含まれているときは、それらの部分は公表しないこととしています。

(審議議会等の委員の選任)

審議会の委員の選任については、多様な意見を審議会等における議論に反映させ、会議の公平性や透明性を高めるとともに、町民参加を進めるため、審議会等の委員の選任に当たっては、公募委員が含まれることを原則とするよう配慮することとしています。なお、「原則」としているのは、審議会等によっては法令で委員構成が定められていたり、専門性の高い事案を取り扱う等の場合は、公募による委員の選任が適当ではないことがあり、これらの審議会等については公募を求めるものではありません。

また、同一の委員が長期にわたって就任したり、審議会等の委員が特定の町民に偏ってしまうと、意見の偏りが懸念されます。幅広く人材を登用するため、委員の選任にあたってはこれらの事項について考慮することを規定しています。

【町民会議では】

町民参加を自治基本条例でどの程度規定するのかが議論されましたが、参加は、町民主体の自治を進めていくための基本であり、町民参加による町政運営をできるだけ早期に確立するため、ある程度具体的な事項（どういう場合を参加の対象とするか、どういう手法を用いるのか等）を自治基本条例で盛り込むこととしました。

このテーマについては、町税の税率や税額、使用料、分担金、負担金等の金銭徴収に係る額の決定や変更について、参加の対象とどうかについて、熱心に議論されました。

すべての場合に参加の対象とするべき、との意見も出されましたが、町税等の金銭徴収に係ることは、町の財政の根幹に係る問題であること、値上げ等について意見を求めても否定的な意見しか出てこない、等の意見が出され、基本的には金銭徴収に係る事項は町民参加の対象事項からは除外することとしました。

ただ、現状でも、国民健康保険税のように、協議会において意見を聴いて税率を決定しているものもあり、既に町民参加を行っているものは継続できるように、また、行政が自主的に参加手法を用いることができるようにすべき、との意見が出されました。

また、議会における町民参加の規定の必要性についても議論されましたが、議会についても町民が参加する機会が保障される必要があり、「町民参加の基本」の項目で、行政とあわせて、参加に対する基本的な考え方を規定することとしました。

さらに、満20歳未満の者の町政への参加については、当初否定的な意見も出されましたが、子どもの権利条約において、子ども達が意見を表明できる権利が謳われていることを踏まえ、青少年や子どもが町政に参加できることを明確に規定することとしました。

30) 事業活動情報、正当な利益を害するおそれがあるもの、公序良俗に反するものなど

第 4 章 住民投票

- (住民投票) ^{A)}
- 1 町長は、町政に関する重要事項について、住民（町内に住所を有する者をいう。以下この条において同じ。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 ¹⁾
 - 2 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。
- (住民投票の請求等) ²⁾ ³⁾ ⁴⁾
- 1 年齢満 18 歳以上の住民（外国人を含む。）で、別に条例で定める資格を有する者は、町政に関する重要事項について、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって、町長に対し住民投票の実施を請求することができます。 ⁵⁾ ⁶⁾
 - 2 議会は、町政に関する重要事項について、議員の定数の 1/2 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。 ⁷⁾
 - 3 町長は、町政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。
 - 4 町長は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
 - 5 住民投票の投票権を有する者は、年齢満 18 歳以上の住民（外国人を含む。）で、別に条例で定める資格を有する者として ⁸⁾ ⁹⁾
 - 6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説・考え方】

- ・住民投票は、住民が町政に参加する究極の仕組みであるといえます。
住民投票は、町政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するものですが、すべてのことについて住民投票を行うわけではありません。現行の地方自治制度は間接民主主義を基本としており、情報共有と町民参加の実践により、住民投票に至らなくとも重要な事項を解決できることが望ましく、直接民主主義である住民投票は、あくまで間接民主主義を補完するものであり、美幌町の将来を左右し、住民一人一人の意思を確認する必要に迫られた際の最終手段としてのみ実施されるべきです。
- ・住民投票制度には、個別設置型と常設型とがありますが、美幌町では常設型を見据えた内容としました。
個別設置型は、住民の意思を確認しようとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するもの（地方自治法第 74 条の規定による直接請求）であり、当該条例の成立のためにはその都度議会の議決が必要となるなど、住民の意思を安定的、かつ迅速に問うことが難しくなります。一方、常設型は、個別案件ごとに住民投票条例を設けるのではなく、要件を満たせば自動的に住民投票を行うことができるものです。

- (住民投票)
- ・町長は、町政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができることを定めています。なお、投票者の範囲については美幌町内に住所を有する者に限ることとしました。これは、本条例で規定する「町民」に投票を認めることは、その把握が極めて困難であることによるものです。
なお、「町政に関する重要な事項」の内容については、別に定める条例で規定します。
 - ・地方自治は、町長、議会議員を住民の代表とする間接民主制が基本であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられるものです。従って、住民投票の結果で町長や議会の選択、決断を拘束することは適当ではなく、結果を尊重するよう規定しています。
また、投票結果については、自治体を構成するすべてが投票結果に責任を持ち、これを尊重すべきものと考え、投票権の有無にかかわらず美幌町の自治に関わりがある通勤、通学者等も含めた町民、議会、町長が尊重するものとししました。

- 1) 者をいい、外国人を含みます。以下この章において同じです。
…「住民」について一番最初に規定する部分で外国人も含めて定義付けすべき。
- 2), 8) 削除
- 3), 9) で別に
- 4), 10) 削除
- 5), 6), 7) 重要な事項

- 1) ~ 10) 庁内委員会修正案
のとおり修正
- A) 重要な事項

第 31 回会議では第 4 章～第 6 章までを協議。協議結果は備考欄に記載。備考欄のうち、下線が引いてあるものが第 31 回町民会議での協議結果。下線がないものは、第 29 回会議での協議結果。

(住民投票の請求等)

11)

- 住民投票実施の請求権、投票権を有する者の年齢は18歳以上としました。これは、憲法改正国民投票法が、投票権を有する者の年齢要件を満18歳以上と規定していることから妥当であると考えます。
- 住民が住民投票の請求をするには、請求権者の総数の4分の1以上の連署を必要としました。地方自治法では、直接請求として町長等の解職や議会の解散請求を規定しており、その場合の請求の要件は請求権者の3分の1以上の連署が必要であると規定しています。住民投票は、町政に関する重要な事項について住民の意思を確認するため、間接民主主義の補完として実施するものであり、実施に当たっては慎重な判断が求められます。このため、町長等の解職や議会の解散請求に次ぐ厳格性を確保するため、請求権者の4分の1以上としました。
- また、住民投票実施の請求権、投票権を有する者には、町内に住所を有する外国人も含みます。住民投票は、美幌町の将来にかかわる重要な事項、つまり美幌町の住民全体に関わってくる重要な事項について、美幌町の住民に直接その意思を確認するものです。外国人であっても、美幌町の住民であれば、美幌町の地域社会と関わることになり、自治の主体を担う権利があると考えます。その権利を制度的に保障する住民投票に、美幌町在住の外国人も投票できるようにすべきと考えます。なお、住民投票実施の請求権、投票権を有する外国人の範囲については、別に定める条例で規定します。
- 議会が町長に対し住民投票を請求する要件については、地方自治法第112条及び第116条の規定を踏まえ、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決すること、としています。

(参考) 地方自治法

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。

但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

- 町長は、自らの判断で住民投票を発議し、実施できることを規定しています。また、町長は、第1項又は第2項の規定により住民、議会から住民投票の実施の請求があった場合は、その請求を拒むことができず、それらの請求があった場合は住民投票を実施しなければならないことを規定しています。
- なお、住民投票の実施に関する手続やその他必要な事項は、別に条例で規定することとしています。

【町民会議では】

この条例の中に住民投票に関する規定を設けることについては、多くの委員の意見でした。しかし、住民投票でも個別設置型、常設型のいずれを見据えたものとするかについては意見が分かれ、慎重に協議を行いました。現行制度においても、個別設置型による住民投票は実施することが可能であり、現行制度で十分との意見もありましたが、最終的には、参加の究極の手段として、美幌町の将来に関わる重要な事項について、一定の要件が整えば自動的に住民の意思を直接確認できる制度を規定する必要があるという結論に達しました。

また、住民が住民投票の実施を請求する場合に必要な署名の数をどう設定するかについても、常設型による住民投票の濫発防止や活用の観点などから協議が行われました。

住民投票実施の請求権者、投票権者については、憲法改正国民投票法において投票権者を満18歳以上としていることなどから、満18歳以上と認めることとしました。

さらに住民投票の成立要件を規定するかどうか議論となり意見が分かれたところですが、最終的には、成立要件を設けることにより、住民投票が成立しなかった場合に大量の死票が出る可能性があること、住民投票を成立させないよう投票のボイコットがされる可能性があること、投票率も投票結果であり、賛成、反対の得票数やその差を含めて総合的に判断するべきとの考えから、成立要件は設けないこととしました。

11) 年齢はいずれも18歳以上

12) 請求権者の総数の4分の1以上

13) あり現行制度

14) 以上の者に

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

また、常設型の住民投票制度は、請求の濫発が懸念されることから、同一事項や当該事項と同趣旨の事項の請求については、住民投票が行われた後2年間程度は行えない方が望ましいということで、町民会議としての意見がまとまりました。
なお、常設型のタイプとして、今回示しているものは「単独型」といわれるものですが、町民会議では上越市の方式を支持する意見も出されました。しかし、住民投票請求の濫発の懸念が拭いきれないことから「単独型」とすることとしました。

--

--

--

第5章 町民

(町民の権利)

- 1 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。
- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

¹⁾
(町民の役割) ²⁾ ³⁾

- 1 町民は、美幌町の自治の主体として、自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。
- 2 町民は、町政及び地域活動に参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力しあうよう努めます。
- 3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

⁶⁾
(事業者の役割) ⁸⁾

⁷⁾事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解説・考え方】

(町民の権利)

町民が有する権利について規定しています。

- 1 情報共有の原則に基づくものであり、町民が町政に参加するための前提となる「知る権利」を保障し、議会や行政が保有する情報の提供を受けたり、情報を請求できる権利を有することを規定しています。
- 2 参加の原則に基づくものであり、町民が政策立案、執行、評価等の各段階において参加することができる権利を有することを規定しています。
- 3 町民が行政サービスを受けることができる権利を有することを概括的に規定しています。

(町民の役割)

^①
町民の権利と対になる責務について規定しています。

^②
町民が権利を主張するだけでなく、その責務を果たすことで美幌町の自治は進みます。

町民は、町民自身が美幌町の自治の主体であることを認識し、自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加すること、参加するにあたっては自らの発言や行動には責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力することを規定しています。

また、町民は行政サービスを受ける権利を有する一方、行政サービスを受けるためには、各町民が、それぞれの状況にみあった、応分の負担を負うことを規定しています。

(事業者の役割)

⁹⁾
この条例において、事業者とは、美幌町内において、営利、非営利を問わず、一定の目的を持つ活動を行う個人¹⁰⁾、法人若しくは団体をいいます。

¹¹⁾
公共の領域において、今後民間の果たす役割は一層重要になります。このため、事業者が地域社会の一員として社会的責任を有することを認識するとともに、暮らしやすい地域社会の形成に貢献するよう努めることを規定しています。

【町民会議では】

自治の推進においては、情報共有、町民参加が大きな柱であり、これらを権利として規定することは町民会議委員の大方の意見でした。一方で、美幌町の自治は町民が主体であり、町民には地域活動等への参加、応分の負担を負う等の責任があることを認識してもらう必要がある、などの意見

①, ②役割

一条文—

- 1) 「責務」の方が適切ではないか。
…町の他の条例では、項目名を「町民の責務」としており、それに合わせた方が良い。
また、文末が「～ます。」となっているが、町民が自ら宣言している表現となっており、項目名が「役割」では弱いのではないかと。
- 2) として自ら
- 3), 4) 地域社会の自治
…「地域社会の自治」とした方が第1章 総則の概念図に合う。
- 5) 当たっては、
- 6) 項目を削除し、「町民の役割（責務）」と同一の項目で規定する。
…「町民」の中に事業者は含まれるのであり、「町民の役割（責務）」という同じ項目の中で規定した方が良い。
- 7) 4 町内で事業を営む者（もの）は、
…「事業者」は定義付けしていないため、この表現にした方が良い。
- 8) 削除
…当該一文で「地域社会」が3度出てくることになり、くどい。「地域社会との調和を図り、」を削除した方がすっきりする。

—解説・考え方—

- 9) 町内で事業を営む者（もの）とは
- 10) 事業を行う個人、法人又は団体
or 事業を行う個人又は法人若しくは団体
- 11) 町内で事業を営む者（もの）が
- 12) としての社会的

1) 7/22 時点のままとする。

2) 庁内委員会修正案のとおり修正

3), 4) 7/22 時点のままとする。

5) 庁内委員会修正案のとおり修正

6) ~8) 7/22 時点のままとする。

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

が出されました。

町民が果たすべき事項が「役割」なのか「責務」なのか「義務」なのか議論がありました。「責務」や「義務」は、権限がない町民に対し用いるには重く、威圧的な表現に感じられる可能性があるため、「役割」としました。¹³⁾

また、⁴⁾事業者については、本条例では「町民」の中に含めていることから、敢えて特出しでその役割を規定するかどうかについて議論がありましたが、¹⁾事業者も地域社会の一員であり、地域社会への貢献に努めてほしい、という思いから規定すべきとの結論になりました。

13) ため「役割」

14), 15) 事業を営む者 (もの)

第6章 協働・コミュニティ

(協働) ① 1) 町民、議会及び行政は、相互理解と信頼関係のもとに、地域の課題を解決し、豊かな美幌町の自治を実現するため、協働を推進するものとします。 3)

2) 行政は、町民との協働による美幌町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、必要な支援に努めます。 4) A)

5) (コミュニティ) 5) コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた、多様な組織及び集団をいいます。 6) 7)

(コミュニティの役割) 6) 7)

1) コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2) コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3) コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。
(町民とコミュニティ)
町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。
(行政とコミュニティ) 8)

行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、必要な支援を行うことができます。 10)

【解説・考え方】

② (協働) 11)

- この条例では基本原則として、町民、議会及び行政による協働を規定しています。町民と議会及び行政が協働により地域の課題を解決していくことが重要です。そして、協働を推進するには町民、議会及び行政がお互いをパートナーとして認めること、そのためには相互理解と信頼関係を築くことが大切です。
- 協働を担う主体としては、自治会や特定のテーマを中心に活動するNPOやボランティア団体などが挙げられます。これら担い手は、自主性、自立性を持って活動することが本来の市民自治の姿であり、行政は町民との協働による美幌町の自治を進める場合には、協働を担う主体の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。また、行政は、金銭面に限らず、情報の提供、人材育成、活動のための環境づくりなど、様々な方法で支援に努めることとしています。
(コミュニティ) 12)
- コミュニティの定義を規定しています。具体的には、住んでいる地域を単位とした自治会や、福祉や環境などテーマ別に活動しているNPO、ボランティア団体など、多種多様なものが含まれます。
- (コミュニティの役割)
- コミュニティは、地域の課題を解決する公共の担い手であり、その果たす役割は重要です。このため、コミュニティの役割として、地域課題の解決に向けて取り組むこと、町民が参加しやすい環境づくりに努めること、相互に連携を図り、議会及び行政と協働し活動の充実に努めることを規定しています。
(町民とコミュニティ)
- また、コミュニティは、町民の参加や協力がなければ成立しないことから、町民がコミュニティの役割を認識し、その活動に積極的に参加し、コミュニティを守り育てるよう努めることを規定しています。

①地域の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに
…町民会議での意見を受け、「豊かな美幌町の自治」を外し、順序を入れ替えた。

②【解説・考え方】で、条文の具体的な解説に入る前に、次の文言を記載する。
この条例では、第5章で「町民」について規定し、続く本章において「協働・コミュニティ」を規定しています。
美幌町の自治を担うものとして、自治の主体である「町民」、その町民から信託を受けた「議会」と「行政」の三者が挙げられます。第5章以下では、まず自治を担う各主体についてその役割や責務などを規定し、その後それぞれが具体的に何を行うのかを規定する構成としています。
地域の課題は、まず町民が自ら解決に向けて取り組んでいくことが必要です。しかし、町民個々の力だけでは課題の解決を図ることはなかなか難しいのが実情です。
このため、町民、議会、行政が互いに協働して地域の課題の解決を図ることが考えられます。
また、町民同士が自主的に連携し協力するためにコミュニティ（例えば自治会、NPO、各種団体等）を形成し、地域の課題の解決を図ることが考えられます。
「協働」と「コミュニティ」は「地域の課題を解決する」という共通の目的に向かうものであるとともに、「コミュニティ」も「町民」同様、協働の主体を担うものとして位置づけられるものです。このように、協働とコミュニティは密接に結びつくものであり、一体的に章建てをして規定することとしました。
…町民会議での意見を受け、「解説・考え方」を詳しく記載した。

1), 11) 協働の推進
…単に「協働」とするより「協働の推進」とする方が良いのではないか。

2) 相互の理解

3) 推進します。

4) とともに必要な

5) ここではなく、第1章 2.用語の定義 で規定した方が良い。
…第1章 用語の定義 以外で定義付けするような規定があるのはおかしい。第1章 用語の定義へ移行すべき。

6) 「役割」ではなく「責務」の方が良いのではないか。
…第5章 町民 の「町民の役割」と同じ理由

7) 地域の課題

8) 削除
…たたき台で「行政は、…その活動との連携を図るとともに」と規定しているが、「コミュニティの役割」の第3では「コミュニティは、…議会及び行政と協働し」となっており統一されていないため、削除

9) ため必要

10) に努めます。
…「協働 (の推進)」の第2の文末表現に合わせた。

12) 第1章 2.用語の定義 の解説・考え方へ移動。

一条文—
1), 11) 庁内委員会修正案のとおり修正

①, 2), 3) 地域の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。

4) 庁内委員会修正案のとおり修正
A) を行います。

5) 町民会議での協議の結果、移行しないこととした。

6) 7/22 時点のままとする。

7) 庁内委員会修正案のとおり修正

8), 9), 10) 連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。

—解説・考え方—
修正案②の内容により、「協働の推進」の解説の前に記載する。

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

(行政とコミュニティ)

- ・コミュニティ活動等は、自主的、自立的なものであり、行政もその自主性・自立性を損なわないよう、連携を図るとともに、資金や人材育成、情報提供等の支援を行うことができることを規定しています。

【町民会議では】

協働については、協働の推進、町の役割・責務、町民や議会、行政の相互理解や信頼関係の構築などについて意見が出されました。

また、コミュニティについては、美幌町の現状についての意見が出されました。個々のコミュニティでは活発な取組が行われているという意見の一方、コミュニティ相互の連携を図る必要性、若い世代や男性の参加者が少ないこと、自治会の現状認識などについて意見が出されました。

さらに、個々のコミュニティの活動を充実させると共に、コミュニティ相互の連携を図ることにより、地域の課題の解決に向けての新たな視点、取組の広がりが期待できるため、個々のコミュニティをつなぐ新たな組織を作る、あるいは現在ある仕組みを活用するなどして、そこで地域の課題を検討し、誰がどのようにその課題解決に向けて取り組むのかを協議することの必要性、例えばこうした取組を町内の一地域でモデル的に実施し、将来的には本条例で制度化することも検討するなど、コミュニティ自身、そして行政もコミュニティ相互の連携について具体的に取り組むことが必要ではないかとの意見も出されました。

第7章 議会

(議会の責務)

- 1 議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町の意思を決定します。
- 2 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、全町的視野に立ち、美幌町の将来に向けての展望を持って課題を的確に把握し、活動する責務を有します。
- 3 議会は、町民と地域の課題を共有するとともに、町民参加によって議会運営を行います。
- 4 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会議務局の調査・法務機能の充実を図らなければなりません。³⁾

(議員の責務)

- 1 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。
- 2 議員は、町民から選ばれた公職者として、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、公益のために行動しなければなりません。
- 3 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。

(町民との情報共有と町民参加)

- 1 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に⁴⁾あたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。
- 2 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。⁵⁾
- 3 議会は、町民等との意見交換の場として、議会主催の政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、これにより政策提案の拡大⁶⁾を図るものとします。
- 4 議会は、重要な議案に対する各議員の意見の議会広報での公表、インターネットによる議会中継の実施等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報を提供するものとします。⁷⁾
- 5 議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。

(町長等と議会及び議員の関係)

- 1 議会の本会議における議員と町長及び職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、¹⁾争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとします。
- 2 議会から本会議及び常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対し反問することができます。¹¹⁾

B) (自由討議による合意形成)

- 1 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければなりません。¹²⁾
- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。¹⁵⁾
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うものとします。¹⁶⁾

①町民

②議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思の決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします。
…議会からの提出意見、町民会議での意見を受け、表現を修正した。

③出席要請

第32回会議では第7章を協議。協議結果は備考欄に記載。備考欄のうち、下線が引いてあるものが第31回町民会議での協議結果。

- 1) 把握し活動
- 2) 議員の政策形成及び立案能力
…「政策立案」では範囲が限定される。「政策形成及び立案能力」とした方が幅広く範囲を網羅できる。
- 3) 調査機能及び政策法務機能
…「法務機能」では法務全般を指すことになるため「政策法務機能」とした方が良い。また、「調査機能」とした方が良い。
- 4) 当たり
- 5) 町政に係る請願及び陳情
…請願、陳情は国政に係るものもあるため、あくまで町政に係るものであることを確認するため「町政に係る」を追加。
- 6) として議会主催
- 7) 「町民が～これにより」までを削除
…「町民が議会の活動に参加できるようにするとともに」では、もともと町民が参加できない議会活動にまで参加できるように捉えられかねないため削除
- 8) 議員による政策形成及び立案の拡充
…「政策提案」は第2でも同じ表現があり、町民が自ら行う請願・陳情の拡大を図るように読める。→議員の政策形成、立案の拡充を図ることを明記する。
- 9) いいます。
- 10) 論点及び争点
- 11) 議会の本会議、常任委員会、特別委員会等へ出席した
…町長等が出席するのは議会側からの要請がある場合のみであるため、規定する必要はない。
- 12) 本会議、常任委員会、特別委員会等が議員による
- 13), 14) 削除
- 12), 13), 14) …一文で「議会は」と「議長は」の2つが主語としてあり、おかしい。主語を「議会は」のみとし、「本会議等」で括らず会議等の名称を明示する。
- 15) 町長提出議案、町民提案等
- 16) 政策提案 … 簡潔な表現とした。

- 1) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 2) 政策立案機能
- 3) 調査機能及び法務機能
- 4) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 5) 7/22時点のままとする。
- A) その審議において必要と判断した場合は、
- ①修正案2のとおり修正
- 6) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 7) 「町民が～とともに、」までを削除
- 8) 7/22時点のままとする。
- ② 修正案2のとおり修正
- 9) ～11) 庁内委員会修正案のとおり修正
- B) 自由討議
- 12) 庁内委員会修正案のとおり修正
- C) 「議長は、～とどめ、」を削除
- 15) 庁内委員会修正案のとおり修正
- D) 削除
- 16) 7/22時点のままとする。

【解説・考え方】

(議会の責務)

議会の責務について規定しています。

- ・ 議会は、憲法第93条において「議事機関」と規定され、地方公共団体の意思を決定する機関です。議会は、地方自治法の規定により、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定等の議決、町政運営の基本的な事項を議決する権限を有するとともに、監査請求や調査等を通じて行政運営を監視する責務があることを改めて規定したものです。
- ・ 議会が、条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守したうえで、全町的な視野に立って美幌町の将来に向けての展望を持って課題を的確に把握し、活動する責務があることを規定しています。
- ・ 議会が、町民と課題を共有するとともに、町民参加により議会運営を行うことを規定しています。
- ・ 議会事務局の調査・法務機能充実を図り、議会及び議員の政策立案機能を高めることを規定しています。

(議員の責務)

- ・ 議員は、条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たすことを規定しています。
- ・ 議員は、町民から選出された公職者であり、町民の代表者であることから、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの識見を深め、議会における政策活動を活性化させるために、審議能力、政策活動能力、政策提言能力の向上を図るなどの自己研鑽を図り、公益、即ち町民や町の利益のために活動することを規定しています。
- ・ また、議員は町民の代表者としての立場から、高い倫理観を持って誠実に職務を行うとともに、その発言、決定や行動に責任を持つことを規定しています。

(町民との情報共有と町民参加)

- ・ 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。
- ・ 請願及び陳情を政策提案として位置づけ、その審議において提案者の意見を聴く機会を設けることを規定しています。④
- ・ 町民の多様な意見、考え方を聴取するため、議会自らの主催による政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、政策提案の拡大を図ることを規定しています。
- ・ 重要な議案に対する各議員の意見の議会広報での公表、インターネットによる議会中継を実施する等、町民が議員の活動を的確に評価できるよう情報提供することを規定しています。⑤
- ・ 町民との情報共有と連携を高めるため、議員全員による議会報告会を年1回以上開催し、議会としての説明責任を果たすとともに、町民の意見、考え方を聴取することにより、議会活動に反映させることを規定しています。

(町長等と議会及び議員との関係)

- ・ 本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑応答を一問一答方式で行うことを規定しています。
- ・ 町長や職員が議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、また、質疑・質問を行う議員がその質疑・質問の内容に責任を持つため、町長や職員から議員に対して反問する権利を規定し、町長等と議員との間に緊張関係を確保します。

(自由討議による合意形成)

- ・ 議会は、議員による討論の場であり、町長等の議会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とした運営を行うことを規定しています。
- ・ 議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあったうえで合意形成を図るとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定しています。

④議会は、町民の声をしっかりと町政に反映させるため、請願及び陳情を町民の単なるお願いではなく政策の提案として位置づけることによって重みを持たせること、そしてそのためには請願、陳情の内容や意図を十分に把握する必要があるため、提案者から意見を聴く機会を設けることを規定しています。
…町民会議での意見を受け、より詳しく記載した。

⑤議会には、議会内で何がどのように議論され、どうしてその結論に至ったかを町民に適切に情報提供する責務があります。このため、議会は広報誌の内容の充実、インターネットによる議会中継の実施等、情報提供の充実を図る必要があります。そして、このことにより町民が議会や各議員の活動を知り、町民それぞれの考えにより議会や各議員の活動を評価できるようになることが期待できます。
…議会からの提出意見、町民会議での意見を受け、より詳しく記載した。

7/22 時点

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

なお、「町民提案」とは、条例の制定や改廃の請求及び陳情、請願等を意味しています。
・議員は、議員相互間の自由討議を拡大し、自らも積極的に議案の提出を行うことを規定しています。

※議会、議員に関することについては、栗山町において平成18年に議会基本条例が全国で最初に制定されて以降、全国の自治体で議会基本条例制定の動きが広がっています。
自治基本条例で、どこまで議会のことを規定するのが論点としてありますが、議会や議員の責務、議会運営に係る基本的事項について、自治基本条例で規定することとしました。
なお、自治基本条例制定に伴い、現行の議会や議員に関する規定の内容は見直す必要があります。

【町民会議では】

議会や議員に関する規定について、他自治体の自治基本条例では責務規定や理念的な規定にとどまっているものが大部分です。町民会議では、そこから一歩踏み込み、議会運営に関する規定について、一定程度具体的に規定する方向で検討を進めました。

委員からは、議員が町民と直接対話する機会を設けることを望む意見が多く出されたほか、町民への情報提供、議会運営の進め方等について意見が出されました。

このことから、議会や議員への責務についての規定とあわせて、議会運営に関する基本的事項として、議会報告会の開催や参考人・公聴会制度の活用等、一問一答方式や反問権の採用、議員相互間の討議を中心に議会運営を進めること等を規定することとしました。

また、今後のさらなる議会改革に向けて、議会基本条例の制定を視野に入れるべきとの意見も出されました。

--

--

--

第8章 行政

(行政の責務) ¹⁾ ²⁾ ³⁾
 1 行政は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を、誠実に管理執行しなければなりません。
⁴⁾
 2 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携協力して事務及び事業を執行しなければなりません。
⁷⁾
 3 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。

【解説・考え方】
 行政の責務について規定しています。
 行政は、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決に基づく事務や、法令等に基づく事務(法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務)を誠実に管理執行することを規定しています。
 また、行政は町民の意思を行政運営に反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、町民と連携協力して事務及び事業を執行すること、さらに事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。

(町長の責務) ⁸⁾ ^{A)} ⁹⁾
 1 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の負託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。 ¹⁰⁾
 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。
 3 町長は、行政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、健全な自治体経営を推進しなければなりません。
 (就任時の宣誓) ^{B)}
 1 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。 ¹¹⁾

【解説・考え方】
 町長の責務及び就任時の宣誓について規定しています。
 (町長の責務)
 1 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の負託に応え、公正で誠実に行政を執行することを規定しています。
 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、職員の研修体制の充実などにより町民の意向や地域の政策課題に的確に対応できる職員を育成するなど、効率的な組織体制整備を図ることを規定しています。
 3 町長は、限られた財源をどう有効に使うのか、いかに少ない費用で多くの効果をあげるのか、などコスト意識に根ざした確かな経営感覚を持ち、健全な自治体経営を推進することを規定しています。

(就任時の宣誓) ①
この条例を行政運営の基本ルールとして将来にわたり機能させ、町民からの信託に則した行政運営を担保させるため、町長が就任の際、宣誓することを規定しています。町長は宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識するとともに、町民にとっても町長が何を基本(理念)として自らの仕事を進めるのかを再認識することを目的としています。

①削除
 …町民会議での意見を受け、削除することとした。

1) 事務事業及び法令等
 2) 事務事業
 …事務だけでは不十分であり、「事務事業」とした方が良いのではないかと。
 3) 管理し執行
 4) 町民の参加
 5) 連携及び協力
 6), 7) 事務事業
 …「事務事業」という言い方が一般的
 8) 基本理念、基本原則及び制度を遵守し、
 …第7章 議会の「議会の責務」及び「議員の責務」の表現とあわせた。
 9) 信託 … 他の箇所で「信託」と規定しており、表現を統一
 10) 地域の課題 … 他の箇所で「地域の課題」と規定しており、表現を統一
 11) を最大限に活用し、この条例の基本理念に基づき、
 …たたき台の表現ではわかりにくく、このように修正した方が良いのではないかと。

1) ~3) 庁内委員会修正案のとおり修正
 4) 7/22 時点のままとする。
 5) ~8) 庁内委員会修正案のとおり修正
 A), 9) 町民の信託に対する自らの責任を果たし、
 …第7章の議員の表現にあわせた。
 10) 庁内委員会修正案のとおり修正
 B), 11) 深く認識し、この条例の基本理念に基づき美幌町の自治の確立のため、
 …美幌町の自治を確立することこそ本条例の主眼であるため。

(職員の責務)

- 1 職員は、町民が¹²⁾主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、¹³⁾公正で適正に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。
- 2 職員は、町民の意向や¹⁴⁾政策課題に¹⁵⁾的確に対応するため、¹⁶⁾政策能力の向上を図らなければなりません。
- 3 職員は、互いに¹⁴⁾横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。¹⁶⁾

【解説・考え方】

行政職員の責務について規定しています。

- 1 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立って、職務を公正かつ適正に遂行し、町民との信頼関係を構築するよう努めることを規定しています。
- 2 職員は、町民の意向を把握するとともに、政策課題を発見しそれに対処するため、政策能力の向上を図ることを規定しています。
- 3 職員は担当する職務の分野に限らず、広い視野に立ち、職務を遂行することが必要です。このため、職員は互いに連携を取るとともに、積極的に町民とも連携して職務を遂行することを規定しています。

【町民会議では】

行政については、行政運営の基本である情報共有と町民参加の推進、効果的・効率的に事務を執行すること、などについて意見が出されました。

町長については、町民から信託を受けたことに対し責任を誠実に果たすこと、職員を適正に指揮監督すること、自らの公約の実現に努めること、などの意見も出されました。

宣誓について、誰が行うのかも議論になりましたが、町長は選挙を通じて町民からの信託を受けた非常に重要な存在であり、町長のみで良いのではないか、という結論に至りました。

職員については、自己研鑽に努めること、町民との協働や連携を図ること、即ち町民、現場からの声を聞いてそれを活かして職務を遂行することの重要性などについての意見が出されました。

12) 自治の主体
…町民が「自治の主体」である旨に統一

13) 公正かつ適正

14) 地域の課題 … 他の箇所で「地域の課題」と規定しており、表現を統一

15) 自ら政策形成能力 … こちらの表現の方が適切

16) 削除
… 「連携」には横断的な意味が含まれるため削除

12) ~16) 庁内委員会修正案のとおり修正

第9章 行財政運営 1) ①

(総合計画)

- 1 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。
- 2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 3 行政は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。
- 4 各分野における個別計画の策定及び実施は、総合計画との整合性を図りながら進めます。
- 5 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しを行うにあたっては、検討内容を公表します。

(財政運営) 8) 9)

- 1 行政は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもとに財政計画を策定し、それに基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うものとします。
- 2 行政は、予算、決算、財政状況等についてわかりやすい資料を作成のうえ、公表します。

(行政評価) 10)

- 1 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。
- 2 行政は、行政評価に関する情報を公表します。A) 11)

(行政改革) 12) 13)

- 1 行政は、適正かつ効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を推進するものとします。
- 2 行政は、行政改革大綱の実施にあたっては実施計画を策定し、その進行を管理するとともに、進捗状況を公表します。
- 3 行政は、行政改革大綱及び実施計画を策定するにあたっては、検討内容を公表します。 14)

(行政手続) 15) 16)

- 1 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。
- 2 前項に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 17)

(政策法務) 18)

行政は、自主的かつ自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策の実現のため、条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し運用するものとします。

(危機管理) 19)

- 1 行政は、町民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等が発生した緊急時に総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制を整備するものとします。
- 2 行政は、緊急時には町民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。
- 3 町民は、緊急時において互いに助け合い行動できるよう、日頃から防災訓練に参加するなど、防災等に対する意識を高め、地域が一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。 21)

①行政運営
 …町民会議での意見を受け、「行政運営」とした。

- 1) 行政運営
 …財政は行政運営に含まれることから「行政運営」とする。
- 2) 政策は法令
- 3) よるもの及び緊急
- 4) 事務事業
 …事務的なものも含まれることも想定され、「事務事業」とした方が良い。
- 5) 行政は、総合計画以外の計画
 …主語を追加。また、町の政策面のトップが総合計画であるため、「総合計画以外の計画」として良いのではないかと。
- 6) 策定及び実施に当たって、
- 7) に当たって、 改革
- 8) 「財政運営」の項目は時系列から「行政評価」の後ろになるのではないかと。
- 9) 行政評価等
 …財政運営は総合計画、行政評価以外のことも踏まえることになるため、「等」を付け加えた。
- 10) 政策、施策及び事務事業
 …評価は事務事業だけでなく、政策や施策についても実施するため。
- 11) 事務事業その他の行政運営
 …評価の結果を行政のあらゆる面に反映させることを表現するように修正。
- 12) 効果的
 …「行政評価」の第1の表現にあわせる。
- 13) に基づき
 …この表現の方が適切ではないかと。
- 14) 削除
 …「総合計画」の第5の「各施策の基本となる計画」に含まれるため削除
- 15) に資する
 …町の行政手続条例の表現にあわせる。
- 16) 行政運営における公正の確保及び透明性
- 17) 行政手続
- 18) 制定、改正及び廃止
- 19) 緊急時において総合的
- 20) 緊急時において町民
- 21) もう少し理念的な内容にして「第5章 町民」に移動してはどうか。
 …行政運営の章で「町民」が主語になるものがあることに違和感。

1) ~9), 12), 13) 庁内委員会修正案のとおり修正

10) 政策等
 A), 11) 政策等
 …条文の表現を簡潔にし、解説・考え方の記載に留意

14) 7/22 時点のままとする。
 …「行政改革」は特出しで規定しており、本項も残しておいた方が良い。

15) ~20) 庁内委員会修正案のとおり修正

21) 7/22 時点のままとする。

(公益通報)

- 1 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると
 2) 思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態を是正するとともに、行政運営を常に適法かつ公正に行わなければなりません。
- 2) 2 正当な公益通報を行った職員は、^{2,4)}その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障されなければなりません。^{2,5)}
- 3 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます。^{2,6)}

【解説・考え方】

(総合計画)

- 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定することを規定しています。
- 総合計画は、行政運営を進めるための最上位の計画として位置づけられるものであり、政策は特別の場合を除き、総合計画に基づいて行うことを規定しています。
- 現在の総合計画は、基本構想（10 年間）を最上位とし、基本計画（前期 5 年間・後期 5 年間）、実施計画（3 年間（毎年度見直し））の 3 層で構成しています。実施計画は予算と直結していることから、社会経済情勢にも対応できるよう毎年見直しすることを規定し、見直しの状況や事業の進行管理を公表することを規定しています。
- 総合計画は最上位の計画であり、各分野における個別計画の内容は、総合計画と整合性を図ることを規定しています。
- 総合計画の基本構想及び基本計画、各施策の基本となる計画の策定や見直しを行うにあたっては検討内容を公表することを規定しています。

(財政運営)

行政は、毎年度の予算編成にあたって総合計画との整合性を図り、行政評価の結果を反映させるとともに、中長期的な見通しのもとに財政計画を策定し、この計画に基づき、予算編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うことを規定しています。

また、予算や決算、財政状況などについてはわかりやすい資料を作成のうえ、公表することを規定しています。

(行政評価)

行政は効果的で効率的な行政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を予算編成や以後の事務及び事業に反映させることを規定しています。

また、行政評価に関する情報を公表することを規定しています。

(行政改革)

行政は、社会経済情勢の変化に対応し、適正かつ効率的な行政運営を行うため、行政全般のあり方を点検し、行政運営や制度の見直しを行うため、行政改革大綱を作成して、行政改革を積極的に推進することを規定しています。そして、行政改革大綱を実現するための具体的な内容は実施計画で定め、行政改革の取組みの進捗を管理するとともに、進捗状況を公表することを規定しています。

また、行政改革大綱や実施計画を策定するにあたっては、検討内容を公表することを規定しています。

(行政手続)

町民の権利利益の保護を図るため、行政が行う処分や行政指導等の手続について、公正の確保と透明性の向上を図ることを規定しています。具体的には、美幌町行政手続条例（平成 8 年条例第 1 2 号）に委ねることとしています。

(政策法務)

22) 考えられる

23) 行政は、正当な

24) 職員に対し、

25) 保障しなければ

26) 行政職員を対象にしており、条例で規定しなくても良いのではないかと。

…行政内部のことであり、必要な事項を定めるのは条例でなくとも良いのではないかと。

22) ~26) 庁内委員会修正案のとおり修正

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。行政が自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用して条例、規則等の制定改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用することを規定しています。

(危機管理)

行政が災害等の不測の事態に備え、危機管理体制を整備しておく必要があること、災害等が発生した緊急時には速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行うことを規定しています。

また、町民も緊急時には互いに助け合い、自ら果たすべき役割を認識し、防災などに対する意識を高め、地域全体で協力体制を整備することを規定しています。

(公益通報)

法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った町の職員が不当な取り扱いを受けず、保護されるための制度を確立するために規定するものです。

近年、企業等の不祥事が内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を養護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されました。

本町においても、万が一不祥事が生じた場合には、速やかにこれを明らかにし、町民への不利益や町政への信頼への失墜を最小限に食い止めるとともに、公益通報を行う職員が通報を行ったことにより、不利益を受けることがないようにする必要があります。

【町民会議では】

規定すべき項目や内容などについて意見が出されました。項目としては、総合計画、財政運営、行政評価、危機管理、行政手続、政策法務、などについて規定すべきという意見が比較的多く出されました。

総合計画、行政評価、行政改革については、町民参加による計画策定や評価の実施、また、財政運営も含めて適切な情報の提供を行うべき、という意見が出されました。行政評価については、評価基準をどう設定するのか十分な検討が必要、との意見も出されました。

外部監査については、地方自治法では条例により外部監査を行うことができると規定されていますが、制度導入には慎重な議論が必要とのことで、現時点での規定は見送ることとしました。公益通報制度については、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されたこともあり、行政においても法令遵守の確保と、通報を行った職員が不当な扱いを受けず保護される制度整備を行った方が良いとの意見があり、規定することとしました。

第10章 連携・協力

1)
 (町外の人々等との連携及び協力)
 町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美幌町をつくるため、社会、経済、観光、環境等様々な分野において、町外の人々等との連携及び協力を図ります。

2)
 (他の市町村との連携及び協力)
 議会及び行政は、広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の市町村と連携及び協力します。³⁾

(国及び北海道との連携及び協力)
 4) 議会及び行政は、町が、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの責任を明確にしながら、連携及び協力して、課題の解決を図ります。⁵⁾

(国際交流及び連携)
 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流及び連携を図るとともに、そこから得られた知恵や情報を課題の解決に活かすものとします。

【解説・考え方】

(町外の人々等との連携及び協力)
 人や情報などの流れが活発になっている現在、町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美幌町をつくるため、今後、社会、経済、観光、環境等様々な分野で町外の個人、法人、団体などとの連携及び協力を図る必要があると考えられることから、このことを規定しています。

(他の市町村との連携及び協力)
 現在、美幌町では消防等の事務を津別町と広域的に行っています。また、今後も続くと想定される厳しい財政状況の中、例えば公共施設の整備や維持管理を他の市町村と共同で行うことも考えられます。このように、広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の市町村と連携及び協力することを規定しています。

(国及び北海道との連携及び協力)
 地方分権一括法の施行により、市町村は、国、北海道と対等な関係として位置づけられたことを踏まえ、互いの責任を明確にしたうえで、連携及び協力して課題の解決を図ることを規定しています。

(国際交流及び連携)
 これからの美幌町のことを考えるに当たっては、国際社会に目を向けて、国際的な視点で考えることも必要な時代となります。現在、美幌町ではニュージーランドのケンブリッジと友好姉妹都市の提携を行っていますが、これにとどまらず、より多くの地域、人々と交流、連携し、物事を考えていくとともに、これにより得られた知恵や情報を課題の解決に活かしていくことを規定しています。

【町民会議では】

他の市町村との連携・協力、国及び北海道との連携・協力について規定することは、委員のほぼ共通した意見でした。また、これからの時代は、観光、産業面などの経済分野、環境分野などにおける町外の個人、団体などとの連携・協力の必要性、世界的な視野で物事を考える必要性が指摘され、町外の人々等との連携・協力、国際社会との交流・連携についても規定することとしました。

1), 2) 人々との
 …等が付くのは一般的ではないのではないか。等が無くても意味は通じる。

3), 4) 町は、
 …国、道、他の市町村との関係について規定する部分は「町」として良いのではないかと。

5) 役割分担を明確にしながら課題の解決を図るため、連携及び協力します。
 …地方自治法第2条第11項の表現にあわせ「役割分担」とする。また、他の部分とあわせ「連携及び協力する」は最後に移行。

1)～5) 庁内委員会修正案のとおり修正

第 1 1 章 条例の見直し及び美幌町自治推進委員会（仮称）^①

<p>(条例の見直し)</p> <p>1 町長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、²⁾本町にふさわしく社会情勢に適合しているかを検討するものとします。</p> <p>2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、別に定める美幌町自治推進委員会（仮称）⁴⁾に、必要な意見を求めるものとします。³⁾</p> <p>3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、⁵⁾この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>(美幌町自治推進委員会（仮称）)</p> <p>1 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（仮称）（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。⁶⁾</p> <p>2 推進委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。⁷⁾</p> <p><u>(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項</u></p> <p><u>(2) この条例の見直しに関する事項</u></p> <p><u>(3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項</u></p> <p>3 推進委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織します。⁸⁾</p> <p>4 委員の任期は 2 年とし、2 回まで再任されることができます。<u>ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</u>⁹⁾</p>	<p>1 0)</p>
--	-------------

【解説・考え方】

(条例の見直し)

この条例が社会情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後 4 年を超えない期間ごとに検討することを規定しています。検討するにあたっては、町長から「美幌町自治推進委員会（仮称）」へ諮問することとしています。

なお、検討の期間を「4 年を超えない期間ごと」としたのは、町長は、任期中、少なくとも 1 回は条例の内容について検討すべきとの考えからですが、必要があれば、4 年間という期間に限らず、適宜条例の内容を検討することは当然のことです。

(美幌町自治推進委員会（仮称）)

条例の制定・施行後は、その目的が実現されているか、条例の趣旨に沿った運用がなされているか、その進行を管理することが重要です。

条例を実効性あるものにしていくために、条例の運用状況を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進行管理を図るため、自治推進委員会（仮称）を設置するものです。

②

また、多くの町民に委員に就任してもらうこと及び委員会の継続性確保を考慮し、委員の任期は 2 年とし、再任の上限は 2 回までとしました。

なお、運用により、図のように委員が最長 3 期 6 年間務め、交互に就任時期をずらした場合は、一度に委員全員が交代することがなく、委員会の継続性を確保しつつ、各委員が就任中少なくとも一度は見直しの検討の機会に携わることも可能となります。

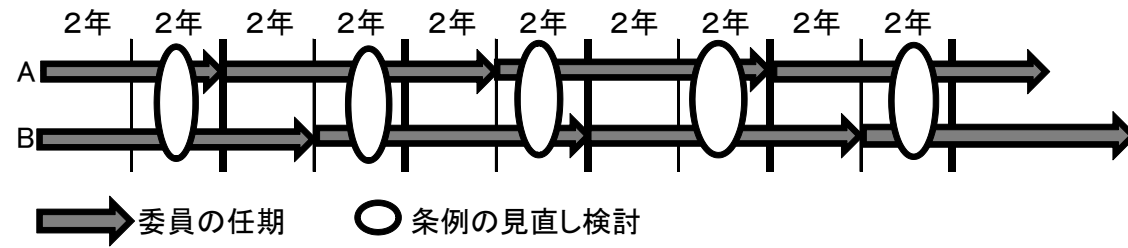
① 条例の見直し
 …町民会議での意見を受け、「及び」以下を削除

② この部分に次の文章を挿入
美幌町自治推進委員会（仮称）は、町長の附属機関としました。これは、この推進委員会が、今後、条例の運用状況を見守り、条例の適正な進行管理を
チェックする役割を担うものであり、長期かつ継続的に設置されるものであること、設置根拠を条例に求めることにより当該委員会が具申する意見の重みが増すことが挙げられます。
 …町民会議での意見を踏まえ、追加記載したもの。

- 1) 基本理念
 …踏まえるのは「基本理念」ではないか。
- 2) 社会経済情勢等
 …「本町にふさわしく」は不要ではないか。また、「社会経済情勢」という言葉が一般化しつつある。また、社会経済情勢以外の事項も適合しているかどうか判断することになるであろうことから、「等」を付け加えた。
- 3) 当たっては、
- 4) に必要な
- 5) この条例及びその他の事項
 …条例以外にも見直さなければならない事項が生じることが想定されるため、広く解釈可能な表現とする。
- 6) 応じて審議を行い答申するものとします。
- 7) 第 2 と第 3 の間に次の条文を挿入し、第 3 とする。
 以下、順次繰り下げ。
3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。
(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
(2) その他美幌町の自治の推進に関する基本的な事項
 6), 7) …町長の諮問により審議する場合と、自ら審議する場合について、項を分けて規定。
- 8) 削除
- 10) 別に条例で
- 8), 10) …本委員会に関する条例を別に制定し、そちらで規定すべき。
- 9) 削除 … 無くても特段支障がないため

- 1), 3) ~6) 庁内委員会修正案のとおり修正
- 2) 本町にふさわしく社会経済情勢
- 7) 庁内委員会修正案の一部を修正する。
 3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。
 (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
 (2) この条例の見直しに関する事項
 (3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項
 …各号の内容を 7/22 時点のものとする。
- 8) ~10) 庁内委員会修正案のとおり修正

7/22 時点



また、推進委員会の組織や運営に関する具体的な事項については、この条例の委任を受けて、規則で定めることとしています。

【町民会議では】

社会情勢の変化に対応し、必要に応じて条例の内容を見直す規定を設けることについては、特段の異議はありませんでした。見直しの期間についても、条文上は4年を超えない期間としています。必要であればその都度内容を検討のうえ、適宜条例を見直すことが必要であることが議論されました。

また、条例の実効性あるものにするために、町民側からの外部の視点での評価、点検が必要であり、推進委員会（仮称）のような第三者機関を設置して、条例の運用状況、条例の修正の必要性等を検討する必要があることが議論されました。

さらに、委員の任期に制限を設ける必要があるかも議論になりました。同じ人が長期に委員を務めることにより、委員の後継者が育たない等の弊害が指摘されました。できるだけ多くの人に委員を経験してもらうこと、常に原点に帰って条例を見ることが必要であること、などが意見として出され、委員の任期に期限を設けることとしました。

修正案 2

庁内委員会修正案

備考

Empty box for Amendment 2.

Empty box for Internal Committee Amendment.

Empty box for Remarks.

第12章 最高規範

(最高規範)

- 1 この条例は、美幌町の自治の基本を定める最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければなりません。²⁾
- 2 議会及び行政は、条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。³⁾

【解説・考え方】

この条例の内容は、美幌町の自治の基本を定めるもので、最高規範に位置するものです。町民、議会及び行政は、それぞれの立場から美幌町の自治を担っており、この条例を遵守することが求められます。

また、条例・規則等の制定及び改廃に当たっては、最高規範であるこの条例の趣旨を最大限に尊重し、条例に規定している事項との整合を図るべきことを規定しています。

【町民会議では】

この条例が美幌町の最高規範となるものであり、そのことを明示した方が良いということは、委員のほぼ共通した意見であり、条文でその旨を明記することとしました。

また、条例、計画の制定、策定、見直し等を行う場合にあって、あるいは町民、議会、行政がそれぞれの立場でこの条例を尊重する必要があるとの意見も出されましたが、この条例は自治制度に関する最高規範と位置づけられるものであることから、上記2の内容にしました。

1) 削除

…「誠実に遵守」という表現が不適切。「誠実に」は不要

2) 制定、改正及び廃止

3) 条例の趣旨

…尊重するのは条例の趣旨であると考えられるため修正。

1)～3) 庁内委員会修正案のとおり修正

(資料 1)

「みんなで創る自治基本条例町民会議」設置要綱

(設置)

第 1 条 (仮称) 美幌町自治基本条例 (以下「条例」という。) に関し必要な調査、研究及び検討を行うため、「みんなで創る自治基本条例町民会議」(以下「町民会議」という。) と設置する。

(所掌事項)

第 2 条 「町民会議」は、条例制定に関する事項について、調査、研究及び検討を行うこととする。

(組織)

第 3 条 「町民会議」は、委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員の構成は、町民委員、議会委員、行政委員とする
ただし、町民委員は、一般公募委員、団体推薦委員とする。
- 3 所掌事項に関して専門的アドバイスを受けるべく専門委員をおくことができる。
ただし、専門委員は、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから町長が任命する。
- 4 自治基本条例の制定に向け、必要な調査、研究および検討を行うため設置されている「自治基本条例庁内委員会」と連携を図るものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、「条例」制定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 「町民会議」に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の中から選任する。

ただし、委員長は美幌町長をもってあてる。

- 2 委員長は、「町民会議」を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 「町民会議」の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、「会議」の議長となる。
- 3 委員長は、「会議」に諮り、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 「町民会議」の庶務は、役場総務部において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、「町民会議」の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 12 月 13 日から実施する。

(資料2)

みんなで創る自治基本条例町民会議委員名簿

	氏名	区分	分野	推薦団体等
1	土谷 耕治	町長		美幌町長
2	大原 昇	議会選出	議会	美幌町議会副議長
3	杉原 重美	議会選出	議会	美幌町議会
4	岡本 美代子	議会選出	議会	美幌町議会
5	大江 道男	議会選出	議会	美幌町議会
6	松浦 和浩	議会選出	議会	美幌町議会
7	山本 和則	団体推薦	町民・団体	美幌商工会議所（副会頭）
8	松岡 健太	団体推薦	町民・団体	社団法人美幌青年会議所
9	清野 政彦	団体推薦	町民・団体	美幌町農業協同組合（～H21.9.13）
	清野 俊介	団体推薦	町民・団体	〃（H21.9.14～）
10	中村 仁郎	団体推薦	町民・団体	美幌町教育委員会
11	小森 規矩夫	団体推薦	町民・団体	社会福祉法人美幌町社会福祉協議会
12	西島 美智子	団体推薦	町民・団体	美幌町男女共同参画プラン推進協議会
13	上野 武雄	団体推薦	町民・団体	美幌町自治会連合会（～H21.9.13）
	平田 美木男	団体推薦	町民・団体	〃（H21.9.14～）
14	菅野 隆秋	一般公募	町民・公募	
15	井倉 真奈美	一般公募	町民・公募	
16	宮村 久美子	一般公募	町民・公募	
17	宮田 博行	一般公募	町民・公募	
18	村上 聖志	一般公募	町民・公募	
19	三浦 厚志	一般公募	町民・公募	
20	平野 浩司	職員公募	行政	
21	高崎 利明	職員公募	行政	
22	小室 秀隆	職員公募	行政	
23	遠國 求	職員公募	行政	
24	吉田 善一	職員公募	行政	
25	竹下 護	職員公募	行政	

○アドバイザー

特定非営利活動法人公共政策研究所 理事長 水澤 雅貴

○事務局

美幌町総務部政策財務グループ

(資料3)
これまでの検討経過

7/22 時点

修正案2

庁内委員会修正案

備考